

地震保険 マンション共用部分チラシを新たに作成 ～「マンション共用部分への地震の備え、できていますか？」～

一般社団法人日本損害保険協会(会長：白川 儀一)では、地震保険の普及促進の一環で、マンション共用部分の地震保険の必要性を啓発するチラシとして、新たに「マンション共用部分への地震の備え、できていますか？」を作成しました。

このチラシでは、マンション管理組合やマンション管理会社の方に向けて、地震被害をきっかけに想定される共用部分のトラブル事例等を取り上げ、対策としての地震保険の有効性を紹介しています。

当協会では、地震保険の必要性を広く呼びかけ、引き続き地震保険の理解促進と加入促進を図っていきます。

マンション共用部分への 地震の備え、できていますか？

地震によりマンション共用部分に損害が発生した場合…

修繕費用の負担が必要です

ポイント 1 修繕積立金に余裕はありますか？

ポイント 2 災害発生時に区分所有者から修繕費用を追加徴収できますか？

東日本大震災で被害を受けたマンションの中には、修繕積立金不足のため住民に共用部分の修繕費用の追加負担を依頼したところ、被害がほとんどなかった階の住民から反対の声が寄せられ、住民間の合意形成ができず、修復が進まない事例がありました。

**共用部分の地震保険に加入していれば、
地震保険金を修繕費用に充当することが可能です！**

災害時の住民間の合意形成・生活再建をよりスムーズに！

地震保険に関する詳細は裏面へ

一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 マンション管理業協会

地震保険 Q&A

1 地震保険の役目は？
被災後の当面の生活を支える損害保険です。地震保険の保険金だけでなくも元通りの家を再建できるわけではありませんが、生活再建に大切な役割を果たします。
※共用部分の地震保険に加入いただくことで、マンションの修繕費用の一部に充てていただくことができます。

2 地震保険の補償内容は？
地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。
※地震による火災は火災保険では補償されません。
※地震保険は、火災保険とセットで加入する必要があります。

3 支払われる保険金は、どうやって決まるの？
建物や家財の損害状況により全損、大半損、小半損、一部損のいずれかに認定されます。保険金を迅速かつ公平にお支払いするため、4区分ごとに契約金額の一定割合をお支払いします。
※損害の状況が一部損に至らない場合エレベーター、給排水設備など主要構造部以外のみの損傷の場合などは保険金は支払われません。

全損	大半損	小半損	一部損
100%	60%	30%	5%

契約金額の一定割合をお支払い

4 大規模な地震が起きても保険金の支払いは大丈夫？
地震保険は、法律に基づき損上損害保険会社が共同で運営している保険です。1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額は12兆円(2023年4月現在)です。
※この金額は関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えないように定められており、適宜見直しされています。

5 マンションの地震保険、補償の範囲は？
玄関、廊下、外壁等の「共用部分」を補償する地震保険と、室内・間仕切り壁等の「専有部分」を補償する地震保険、2種類があります。共用部分の地震保険はマンション管理組合で、専有部分の地震保険は各区分所有者で加入いただくことが一般的です。どちらも備えとして入っておきたい大切な地震保険です。

「地震保険に加入していて良かった」という多くの声が寄せられました。
※マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎの19歳マンションの現状に関するアンケート調査報告書(2012年10月) 26ページより/有効回答296組合

東日本大震災では、震災当時地震保険に加入していた仙台圏所在のマンションのうち90%以上が実際に地震保険金を受け取り、修繕費用のための資金に充てていました。

地震保険へのご加入を検討される際は、お近くの損害保険代理店、または、損害保険会社までお問い合わせください。

当協会ホームページに電子データ (PDF) を掲載しています。

URL : <https://www.sonpo.or.jp/insurance/jishin/>